

令和5年4月1日
以降に就職された方へ



新規学卒者、U・I・Jターン者 就職奨励金交付制度のご案内



市では、若者の地元への就職と定着を促進するとともに、地域の活性化を図るために、市内の事業所に就職した新規学卒者、U・I・Jターン者に対し、奨励金を交付します。

交付対象者	<p>市内の事業所に常用雇用者として雇用された方で、次の要件を全て満たす人</p> <p>(1) 雇用開始日の属する年度の4月1日現在の年齢が35歳未満である (2) 1年以上雇用されており、引き続き就労する意思がある (3) 雇用主が風営法第2条に規定する事業を営む事業主でない (4) 市税を滞納していない (5) 就職した日から2年を経過していない (6) 雇用開始日から3年以内に転勤のため市外に住所を移す可能性が見込まれない ※常用雇用とは…期間の定めのない労働者または1年を超えて引き続き雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された場合をいいます。 ※市外の事業所(本社等が市内にある場合に限る。)に通勤する方も、対象となります。</p>
新規学卒者等の範囲	<p>【新規学卒者】 中学校、高等学校、特別支援学校、大学（大学院、短期大学を含む。）、高等専門学校または専修学校を卒業した日から翌々年の3月31日までの間に市内の事業所に勤務するために雇用され、市内に住所がある人</p> <p>【Uターン者】 大船渡市の出身者で、市外に転出して1年以上経過した後に市内に転入した人で、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人</p> <p>【I・Jターン者】 大船渡市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から2年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された人</p>
奨励金の額	1人につき、大船渡地域商品券10万円分
交付申請の時期	<p>就職した日から1年経過した後、次の書類を市に提出してください。</p> <p>(1) 新規学卒者等就職奨励金交付申請書（様式第1号） (2) 雇用証明書（様式第2号） (3) 雇用契約書等の写し ※期間の定めがないこと、または1年を超えて雇用が見込まれること、及び1週間の所定労働時間が30時間以上であることを確認できるもの (4) 雇用保険被保険者資格取得等を確認できるもの（雇用保険被保険者証）の写し (5) 新規学卒者、Uターン者のうち、住民票の異動を行わず転出していた場合は、卒業証書の写し、または就業先の就業期間証明書等</p>
手続きの流れ	<p>① 交付申請（雇用から1年経過後） ↓ 申請者 → 市役所</p> <p>② 交付決定通知 ↓ 市役所 → 商工会議所</p> <p>③ 交付決定通知書、認印 ↓ 商工会議所</p> <p>④ 奨励金（大船渡地域商品券）の交付 ↓ 商工会議所 → 申請者</p>

【申請／お問合せ先】大船渡市商工課 TEL27-3111（内線111）